

許可番号 指令 生衛薬 第240号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名
法人にあっては、
その名称

株式会社メディカル・アプライアンス

営業所の名称

株式会社メディカル・アプライアンス
鹿児島支店

営業所の所在地

鹿児島市高砂町2941-27 2F

医薬品、医療機器等（注）の製造、販売業（注）の業務に關する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等（注）の販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

平成29年3月3日

鹿児島市保健所長 徳留修身



有効期間 平成29年3月26日から
平成35年3月25日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。